



日本遺産「中世に出逢えるまち」 ロゴマーク使用マニュアル

令和5年4月

■本ロゴマークの使用許可等について

本ロゴマークは、日本遺産「中世に出逢えるまち」のストーリーの普及啓発、広報、理解促進を目的とした場合に限り、河内長野市日本遺産推進協議会(以下、「協議会」といいます。)に対し、事前に届出をしていただき、協議会の承認を得た上で、無償で使用することができます。

事前の届出の際は、以下の事項を明記し、協議会事務局まで提出してください。

○申請者の名称・住所・代表者

○担当者の名前・電話番号・E-mail

○使用目的

○使用方法(具体的に記載してください。使用方法がわかる図式等があれば添付してください)

■本ロゴマークの使用方法について

本ロゴマークの使用にあたっては、本マニュアルに定める事項を遵守してください。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、本ロゴマークを使用することはできません。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用しようとするとき。
- (3) 河内長野市暴力団排除条例(平成26年河内長野市条例第22号)第2条第1号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- (4) 不当な利益を得るために利用しようとするとき。
- (5) 特定の個人等の売名に利用しようとするとき。
- (6) 協議会の事業又は協議会が認めた関連事業を推進する上で支障があると認められるとき。
- (7) 協議会のイメージを傷つけ、又は正しい理解の妨げになると認められるとき。
- (8) ロゴマーク等を正しい使用方法に従って使用しないものと認められるとき。
- (9) 品質、性能等に関して公的機関の認定が必要な新製品に使用しようとする場合において、当該認定等が得られないとき。
- (10) ロゴマーク等の使用の結果が確認できないと認められるとき。
- (11) 社会通念上許可することが不相当と認められるとき。
- (12) その他会長が許可することが不相当と認めるとき。

■ロゴマークのパターンと指定色

ロゴマークを使用する場合、下記のいずれかのパターンをお使いください。

河内長野市日本遺産推進協議会が提供するデータを使用し、サイズを拡大・縮小する場合は変形を加えないでください。

また、原則、下記の指定色以外は使用しないでください。

Aパターン
基本形



Bパターン



PANTONE 7556 C
C35 M50 Y100 K0
R181 G135 B27
#B5871B

Aパターン
(モノクロ)



Bパターン
(モノクロ)



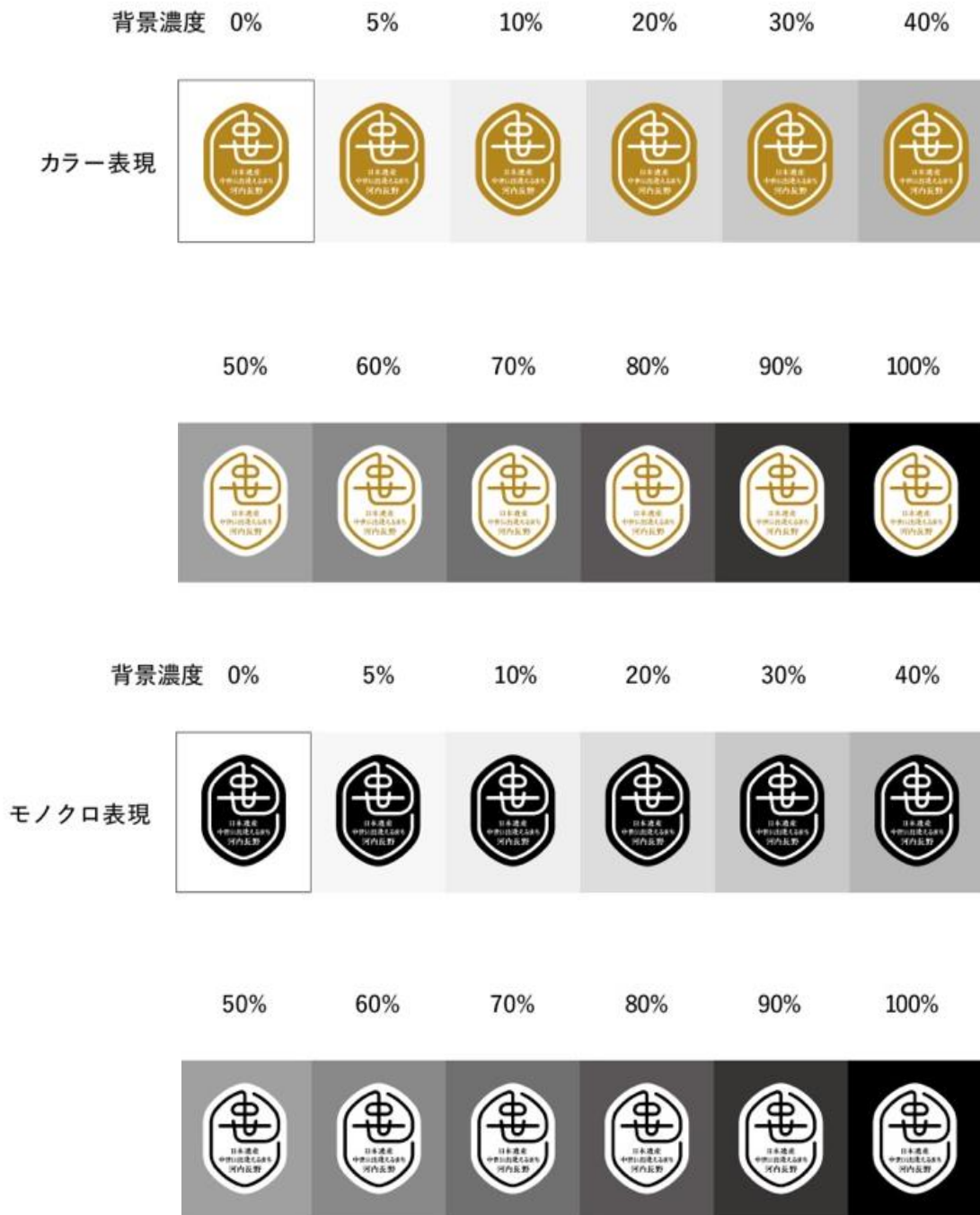
K100
R0 G0 B0
#000000

■ロゴマーク 背景色との関係

背景濃度 50%を目安に、Bパターンを使用してください。

カラーで使用する際は、背景が有彩色・写真の場合も同様の基準で判断してください。

写真やイラスト等の上に配置する場合、視認性を損なわないようご注意ください。



■ロゴマーク 使用最小サイズ

下記サイズよりも小さくして使用しないでください。



■本ロゴマークの使用等に関する問い合わせ先

河内長野市日本遺産推進協議会

(事務局:河内長野市産業観光課)

〒586-8501 大阪府河内長野市原町一丁目1番1号

電話:0721-53-1111

FAX:0721-55-1435

E-mail:kankou@city.kawachinagano.lg.jp